

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し案の概要について

◇ 計画の見直し

趣旨

福島第一原発の事故では、EPZの範囲を越える広い範囲に放射性物質等が放出され、影響が出ていることから、原子力発電所等が多数立地する福井県で万一の事態が発生した場合、本県への影響が懸念される。

このため、近畿1,400万人の水源である琵琶湖を抱える滋賀県としては、県民の原子力災害への不安を払拭し、安全・安心を確かなものとするため、原子力災害対策を強化し滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)を見直しする。

見直し検討委員会

委員長：林 春男 京都大学防災研究所教授
委 員：学識者、市、関係機関、NPO 計16名

意見調整 市町

第1回：5月19日

5/24

基本的な考え方、行程表の提示

市町担当課長会議

第2回：9月14日

9/13

地域防災計画骨子の検討、環境放射線モニタリング体制の検討、放射性物質拡散予測の検討

市町担当課長会議

第3回：11月25日

11/18

放射性物質の拡散予測結果の報告、防災対策を重点的に実施すべき地域の考え方の検討、放射線モニタリング体制の検討

市町担当課長会議

第4回：2月3日

11/22

地域防災計画原子力災害対策編の見直し(案)の検討

副市長・副町長会議

12/28

防災会議

1/31

市町担当課長会議

県民の生命を守ることを最優先に緊急的な対応として下記の事項の見直しを行った。

検討内容

○避難計画の策定

- 放射性物質の拡散予測結果を踏まえ、避難計画や防災対策を重点的に充実すべき地域の検討

○モニタリング体制の見直し

- モニタリングポストの設置の考え方の検討
- 環境放射線モニタリング計画の検討

○リスクコミュニケーションのあり方の検討

- 原発事故発生時に、正しい情報に基づき、的確に行動できるよう情報収集伝達や知識の共有などリスクコミュニケーションのあり方の検討

スケジュール

H24年2月10日 計画見直し検討委員会委員長から提言書を提出

H24年2月15日 原子力防災フォーラムの実施

H24年2月15日～29日 県民からの意見募集の実施

H24年2月～3月 防災関係機関からの意見取りまとめ

H24年3月18日 原子力防災訓練の実施(予定)

H24年3月26日 県防災会議の開催(予定)

滋賀県地域防災計画(原子力災害対策編)の見直し概要

災害の想定

(現行)
敦賀原発にて、米国スリーマイル島事故等が発生した場合を想定
(見直し)
↓
敦賀原発、美浜原発、大飯原発、高浜原発で福島第一原発事故と同規模の放射性物質が外部に放出したと想定

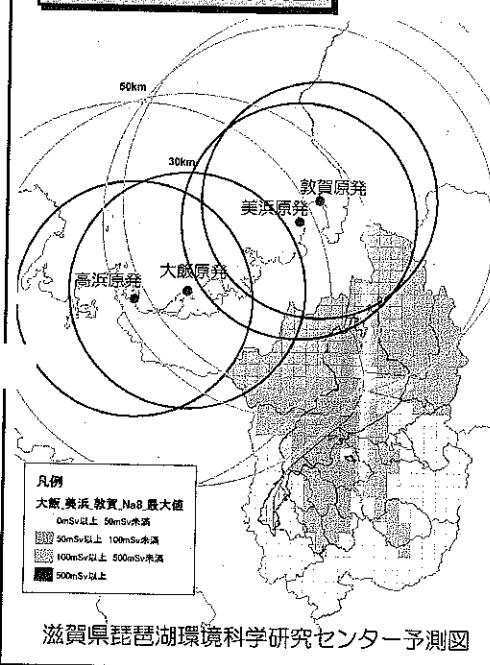
(現行)
本県においては人体に影響がおよぶ恐れはない
↓
・希ガス(セノン)：防護措置を講ずる水準にはない
・放射性ヨウ素：甲状腺被ばく等価線量が、
 100mSv以上
 高島市・長浜市の
 一部区域
 50mSv以上
 概ね県内ほぼ全域

防災対策を重点的に充実すべき地域
(滋賀県版UPZ)
放射性ブルーム通過時の被ばくの影響を避けるための防護措置を実施する地域(PPA)

高島市、長浜市の
一部区域
県内全域に影響するおそれ

リスクコミュニケーション
原発事故に対し、正しい情報に基づき、リスクを適正に評価し合理的な選択と行動を行うことができるよう、リスクコミュニケーションの実施方策を記載
①事業者からの迅速な情報収集/伝達と住民等に対する情報伝達
②環境放射線モニタリングについて、わかりやすい情報提供
③原子力防災についての正しい知識の普及と情報共有
(放射線物質の人体や環境への影響等)
④防災業務関係者に対する研修
(職員への研修)
⑤防災訓練の実施
⑥重大な事故等緊急時の相談体制の整備

放射性物質拡散予測図



滋賀県琵琶湖環境科学研究所予測図

情報収集・連絡体制

(現行) <国/事業者/所在県> → <県> → <関係市> の情報の流れを、
(見直し) <国/事業者/所在県> → <県> → <県内市町> に拡大
SPEEDI情報の運用体制の整備

モニタリング体制

- 監視体制の強化：モニタリングポスト、モニタリングカーの配備
- モニタリング計画/体制の見直し：
企画統括班、情報収集記録班、モニタリング班

災対応体制

災害警戒本部、災害対策本部の設置基準
【フェーズ1】重大なトラブル連絡他 → 警戒体制
【フェーズ2】緊急通報他 → 災害警戒本部の設置
【フェーズ3】特定事象
【フェーズ4】緊急事態宣言] → 災害対策本部の設置

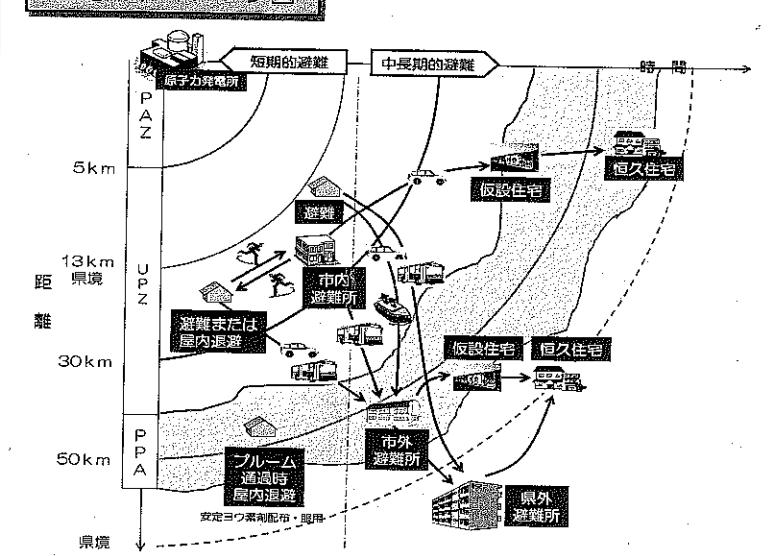
避難計画

- 避難等のための初期活動開始指標
- 広域避難に伴う受入市町の措置
- 市町への協力応援体制
- 近隣府県市、関西広域連合に対する応援要請

レベル	外部被ばくによる等価線量(mSv)	内部被ばくによる等価線量(mSv)	防護対策
第1	5~10	50~100	屋内退避
第2	10~50	100~500	シルト屋内退避
第3	50以上	500以上	避難

※なお、避難、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用など防護措置を決定するための判断基準については、国の原子力安全委員会において検討中であり、この見直しを踏まえ、今後さらに改訂

避難体系イメージ図



要援護者への配慮

- 関係市が行う避難誘導、情報提供、避難所の生活環境整備にあたっての配慮協力
- 高齢者、障害者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるよう助言、協力

放射線が高い水準になる恐れがある場合の対応

緊急時モニタリングにより、放射線量が中長期的に高水準になる恐れのある地域

国が、該当地域を計画的避難区域等に指定した場合、県は、関係する市町に避難に必要な事項について指示を行う。